

農村連携促進支援事業費補助金

静岡県は、農山村地域と企業等が連携して、農村資源を活用した地域活性化を図る新たな取組を支援します。農山村地域と多様な仲間が連携を深め、地域が活気づく企画を応援します。

補助対象者

ふじのくに美しく品格のある邑に登録された地区（以下「登録邑」という。）と企業等で構成される組織（以下「構成組織」という。）とします。

補助対象事業

構成組織が行う農山村の活性化を図る新たな取組であって、以下の要件の全てを満たすものとします。

- ア 構成組織が新たに取り組むもの又は既存の取組をより発展させるもの
- イ 取組の目標を掲げ、その達成に向けた計画を策定した上で行うもの
- ウ 複数の集落に対し多様な主体の参画を得て取り組むもの
- エ 継続して実施する可能性のあるもの

補助対象経費

構成組織が実施する本事業に要する経費のうち、報償費、旅費、通信運搬費、需用費、使用料及び賃貸料、資材等費、雑役務費、広報費、産業財産権等の導入経費、通訳料・翻訳料、委託費

補助率

補助対象経費の
10分の10以内

補助額

補助額は1構成組織当たり1,500千円を限度とする。なお、年度の補助申請額の上限は1,000千円とする。
 (例 R5: 70万円 R6: 80万円)
 (例 R5: 100万円 R6: 50万円), (例 R5: 90万円 R6: 0万円)

<事業全体イメージ図>

